

会議録

日 時	令和5年7月31日(月) 13時00分～14時45分
会 場	北広島市役所5階 委員会室
出席委員	水口 真 委員(委員長・副市長)、小池 隆史 委員、田原 咲世 委員、 千葉 直樹 委員(企画財政部長)、阿部 泰洋 委員(市民環境部長)、 奥山 衛 委員(保健福祉部長)、新田 邦広 委員(建設部長)、 吉田 智樹 委員(教育部長)
欠席委員	天羽 浩 委員
施設所管課	市民生活課、高齢者支援課、健康推進課、土木事務所、社会教育課
事務局	高橋会計室長、石黒契約課長、塚田主査、布施主任、岩崎主事
傍聴人	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱書の交付 2 委員長挨拶 3 自己紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議事項 会議の公開について (2) 指定管理者制度について (3) スケジュールについて (4) 審議事項 指定管理者募集要項(案)の審査について <ul style="list-style-type: none"> ・北広島市夜間急病センター ・北広島市シルバー活動センター ・西の里会館、西の里ファミリー体育館 ・大曲会館、大曲ファミリー体育館 ・北広島市農民研修センター、輪厚児童体育館 ・北広島市自然の森キャンプ場 ・北広島市駐車場 5 その他 6 閉会
配布資料	資料1 指定管理者制度について 資料2 指定管理者選定スケジュール 資料3 北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例 資料4 指定管理者制度活用の基本方針 資料5 北広島市指定管理者指定手続事務取扱要綱 資料6 指定管理者募集要項(案) 参考1 北広島市指定管理者候補者選定委員会委員名簿 参考2 指定管理料上限額内訳書 参考3 指定管理者選定施設の状況 参考4 モニタリング評価調書結果 参考6 募集要項(標準例) 参考5 北広島市の指定管理制度の状況

会議録

開会

1. 委嘱書の交付

委員長である副市長から、各委員に対して委嘱書を交付。

次に、事務局より、北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第 12 条第 3 項により、会議が成立していることを報告。なお、天羽委員については欠席。

2. 委員長より挨拶

皆様お疲れ様です。副市長の水口 真でございます。

本日は、大変お忙しい中、「令和 5 年度第 1 回指定管理者候補者選定委員会」にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より市政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ただいま、皆様に委嘱書をお渡しいたしました。委員を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

改めてお礼を申し上げる次第であります。

さて、民間経営のノウハウの導入や施設管理の効率性、多様化する市民ニーズに対応することなどを目的として、平成 15 年に地方自治法が改正され、指定管理者が公の施設の管理を行うことができるようになりました。

本市におきましては、平成 18 年度からこの制度を導入し、現在 24 施設で民間等の団体に管理をお願いしているところであります。

今回、皆様にご審議いただく施設は、今年度末をもって指定期間が満了となります。「北広島市夜間急病センター」をはじめとする 10 施設になります。

選定にあたりましては、委員の皆様のご意見を十分尊重し、審議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めていくにあたり、今後とも、皆様の更なるご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、選定委員会開催にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介

4. 議事

【委員長】

それでは、議事に入ります前に、簡単に本日の流れをご説明したいと思います。

まず、会議の公開・非公開の取扱いについてあらかじめ決めておくこととしております。

次に、指定管理者制度と指定管理者の選定スケジュールについての説明をさせていただきます。

この説明が終わりましたら、指定管理者候補者の選定対象となっている施設の募集要項についてご審議いただきます。

なお、本日の会議録署名委員についてであります。「小池委員」をお願いしたいと思います。

それでは、議事に移ります。会議の公開について事務局より、説明をお願いします。

会議録

(1) 協議事項 会議の公開について

【事務局】

会議の公開・非公開の取り扱いについて、附属機関等の会議につきましては、情報公開条例に基づく「会議の公開の指針」により、会議に諮って決めることになっており、公開とするか・非公開とするかの決定は、情報公開条例の非公開情報の基準等により判断することになっております。

事務局といたしましては、本日開催の選定委員会につきましては、募集要項等についての審議ですので、公開した上で行っても差し支えないものと考えております。なお、10月に開催を予定しております第2回以降の選定委員会につきましては、候補者選定の審議になりますので、非公開とすべきものと考えております。

なお、議事録につきましては、非公開情報を除きまして、情報公開の対象としてまいりたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局から会議の公開・非公開につきまして説明がありましたので協議したいと思っております。ご意見ございませんか。

(特になし)

それでは、本日の会議の募集要項等についての審議は、公開で行うこととしまして、10月に予定しております候補者選定の審議につきましては、非公開の取扱いと致します。

また、議事録につきましては、要約筆記の議事録とし、非公開情報を除き、情報公開の対象とします。

(2) 指定管理者制度について

(3) スケジュールについて

【委員長】

それでは、指定管理者制度と今後のスケジュールについて事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

指定管理者制度の概要について資料1をご覧ください。

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に平成15年9月に地方自治法の一部が改正されて創設された制度です。

本市では、この指定管理者制度を活用するにあたり、地方自治法の規定に基づき、平成17年に「公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を制定するとともに「指定管理者制度活用の基本方針」を策定いたしました。

また、平成20年には「指定管理者指定手続事務取扱要綱」を策定し、指定管理者の募集方法や選定方法、指定期間、業務内容、利用料金等について規定し、本制度を活用してきているところです。

「条例」、「制度活用の基本方針」、「取扱要綱」につきましては資料3から5に掲載しております。なお、時間の都合もありますので、本日は説明を割愛させていただきます。

会議録

今回、自然の森キャンプ場、市営駐車場以外の施設については、指定管理者制度活用の基本方針(資料4)の3により、公募を行わずに選定することができる施設とされており、それぞれ該当する団体があることから公募を行わずに特定の団体等を選定することといたします。

なお、自然の森キャンプ場については、今年度までの指定管理者である自然の森キャンプ場運営委員会から、構成員の高齢化により、来年度以降の指定管理者には応募しないとの申し出がありました。

当施設は、指定管理者制度活用の基本方針(資料4)の3(2)において、公募を行わずに選定することができる施設とされており、他に管理できる団体がいないか調査したものの、管理可能な団体がなかったことから、今回は、公募で指定管理者を選定することとしたところです。

募集要項等の詳細についてはのちほどの審議事項で審議していただければと思います。

続きまして、「今後のスケジュール」の説明をさせていただきます。

お配りしています資料2をご覧ください。

本日の各施設の募集要項についてご審議いただき決まりましたら、所管課で募集要項等の最終確認を行い、非公募施設については通知、公募施設については市ホームページ、新聞、広報等で指定管理者の募集を開始いたします。受付期間については、事務取扱要綱第3(2)で原則30日間としておりますので、今年度は8月17日(木)から9月15日(金)までの期間としたいと考えております。

申請がありましたら、所管課で書類等を点検の上、委員の皆様には会議開催前に申請書類をお配りいたします。

その後、10月上旬頃に再度選定委員会を開催します。その中では、応募者によるプレゼンテーションを実施し、委員の皆様には審査・採点をしていただき、候補者を選定していただきます。今年度は更新施設が多いことから2回に分けて実施する予定です。

候補者の選定後、10月中旬頃に選定結果の通知に応募者に行いますが、この段階では、あくまでも「指定管理者の候補者」となります。

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要なことから、12月の第4回定例会に提案し、議会の議決を経て、指定管理者を指定し、委員の皆様の任期は終了となります。

その後、候補者に対して指定通知、協定の締結、周知のための告示を行います。

以上となります。

【委員長】

ただ今、事務局から、指定管理者制度の概要及びスケジュール等について説明がありましたが、ご質問はございますか。

(特になし)

会議録

(4) 審議事項 指定管理者募集要項（案）の審査について

【委員長】

次に募集要項についての審議に入ります。

なお対象施設は10施設となっておりますが、西の里会館と西の里ファミリー体育館、大曲会館と大曲ファミリー体育館、北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館は、それぞれ、一体的に施設管理をしていただくことから、募集要項の審議は全体で7件とさせていただきます。

また、先ほどの指定管理者制度の概要にて説明がありましたが、北広島市自然の森キャンプ場、市営駐車場以外の施設については、指定管理者制度活用の基本方針に「公募を行わずに選定することができる施設」として位置づけられていることから、公募を行わずに特定の団体等を選定することとし、北広島市自然の森キャンプ場、市営駐車場については、公募により選定する施設といたします。

・北広島市夜間急病センター

【委員長】

それでは、「北広島市夜間急病センター」について、所管課は、まず施設の状況を説明した後、募集要項（案）の概要の説明を簡潔にお願いします。

【健康推進課】

（施設の状況・募集要項（案）の概要について説明）

【委員長】

ただいま、所管課から説明がありましたが質問等はございませんか。

【A委員】

労働関係法令遵守状況確認調査表(申請時)という表は、労働関係の主要な備え付けるべき情報に関して、申請時にきちんとチェックをするというような形になっています。

社会保険関係については適用事業所、設置届があるかどうかの確認のみですが、適正な被保険者資格取得についての踏み込んだ調査等は、申請時には行わず、その後、適切に行われているか点検などを行うということでしょうか。

【健康推進課】

調査表の記載にはありませんが、おっしゃっていただいたように適切に管理、確認を行っていきたいと考えています。

また、今回、現行の法人を公募によらず指名をするという形になりますが、現行の方が引き続き勤務されるという意向で伺っています。

【A委員】

現在、お受けになっている団体は、社会保険上、いわゆる、特定適用事業所になっているところかどうかはわかりますか。

【健康推進課】

把握できておりませんので、後日、お答えをさせていただきたいと思っております。

会議録

【A委員】

実は今、社会保険の適用範囲について過渡期にあり、令和6年10月から、被保険者の人数によって、被保険者となる要件が変更になります。

そのため、令和6年10月に被保険者の要件が変更になる団体なのか、そうでないのかによって、社会保険料の見積りが変わってくるので、その点についてお調べいただければと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

確認ですが、この確認調査表については、全施設共通していますか。

【事務局】

はい。

【A委員】

確認調査表が全施設共通ということは、他の施設の団体についても、いわゆる社会保険の過渡期に当たるような団体に当たっているのかどうかということは、今後、調べなければいけない、ということでしょうか。

【事務局】

申請時の書類としては必要としていませんが、その部分については、今後、確認していきたいと考えております。

【A委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員長】

他に質問等がなければ、「北広島市夜間急病センター」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「北広島市夜間急病センター」につきまして、募集方法は指名により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「北広島市夜間急病センター」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

会議録

・北広島市シルバー活動センター

【委員長】

続きまして、「北広島市シルバー活動センター」について、所管課は、施設の状況と募集要項の（案）の概要を説明してください。

【高齢者支援課】

（施設の状況・募集要項（案）の概要について説明）

【委員長】

ただいま、所管課から説明がありましたが質問等はございませんか。

【A委員】

先ほどの夜間急病センターの要項を見ますと、修繕について1件5万円未満かつ1会計年度10万円までは指定管理者の負担となっていました。シルバー活動センターについては1会計年度5万円までということで、負担部分の水準が違うのですが、その理由についてご説明いただければと思います。

【事務局】

修繕の金額や1会計年度の上限などについては、施設の規模等によって各担当課で決めるような形になっています。

【A委員】

ということは、施設の大きさや、一度の修繕に要する費用感や、年間何回ぐらいどのような部分で修繕が発生するかによって、水準をそれぞれ決めており、その結果このようになっているということで良いですか。

【事務局】

はい。そのような形になっています。

【A委員】

分かりました。ありがとうございます。

【B委員】

管理面積が増えており、先ほど、その部分は職員駐車場に使っていたということで説明がありましたが、今回、この部分も指定管理になると職員駐車場はどのようになるのでしょうか。

【高齢者支援課】

職員の駐車場として使いつつ、シルバー活動センター全体の管理、そこも含めた上で指定管理によって管理をしていただくという形を取りたいと思っています。

会議録

【C委員】

これまでは、市で管理していたということですか。維持費等の費用がかかっていたのでしょうか。

【高齢者支援課】

はい。木の伐採ですとか、そういった管理部分で費用がかかっていました。

【委員長】

他に質問等がなければ、「北広島市シルバー活動センター」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「北広島市シルバー活動センター」につきまして、募集方法は指名により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「北広島市シルバー活動センター」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

【委員長】

ここで10分間の休憩の時間をとらせていただきたいと思います。

・西の里会館と西の里ファミリー体育館

【委員長】

再開いたします。続きまして、「西の里会館と西の里ファミリー体育館」「大曲会館と大曲ファミリー体育館」「北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館」は施設形態が似ており、募集要項の共通事項も多いことから、一括して説明していただき、審議についてはそれぞれ行いたいと思います。所管課は、それぞれの施設の状況と募集要項の(案)の概要を説明してください。

【市民生活課・社会教育課】

(施設の状況・募集要項(案)の概要について説明)

【委員長】

ただいま、所管課から説明がありましたが質問等はございませんか。

【A委員】

指定管理料の人件費の計上について、従前より期末勤勉手当はなかったのか、また日常の清掃に係る部分を追加したという部分について説明いただけませんか。

会議録

【市民生活課】

期末勤勉手当については、従来から含まれておりません。

清掃分については、当初、委託の中で清掃費を盛り込むことも検討しましたが、最終的には人件費に含めて積算したという状況になっております。

【A委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員長】

他に質問等がなければ、「西の里会館と西の里ファミリー体育館」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「西の里会館と西の里ファミリー体育館」につきまして、募集方法は指名により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「西の里会館と西の里ファミリー体育館」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

- ・大曲会館と大曲ファミリー体育館

【委員長】

続きまして、「大曲会館と大曲ファミリー体育館」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「大曲会館と大曲ファミリー体育館」につきまして、募集方法は指名により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「大曲会館と大曲ファミリー体育館」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

会議録

- ・北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館

【委員長】

続きまして、「北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館」につきまして、募集方法は指名により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「北広島市農民研修センターと輪厚児童体育館」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

- ・北広島市自然の森キャンプ場

【委員長】

続きまして、「北広島市自然の森キャンプ場」について、所管課は、施設の状況と募集要項の（案）の概要を説明してください。

【社会教育課】

(施設の状況・募集要項（案）の概要について説明)

【委員長】

ただいま、所管課から説明がありましたが質問等はございませんか。

【A委員】

指定管理料の積算について質問させていただきます。まず人件費の部分に管理人賃金が計上され、時間外手当についても計上されていますが、管理費の中に管理作業員賃金というものが計上されています。人件費の部分に計上されている賃金と管理費の部分に計上されている管理作業員賃金との違いは何でしょうか。

【社会教育課】

管理業務の部分の中で、夜間管理という、夜間、通常の管理人とは別の作業員がいることとなります。一方、管理人としては、通常1名ないし2名の管理人がついて施設の受付等を行っているところです。また、それとは別に施設の管理業務責任者が市の指定管理との調整役といいますか、その責任者という形で位置づけています。そのため、積算を別々にしています。

【A委員】

そうしましたら、人件費で計上されているのが市と調整するような方と、現地に常駐す

会議録

る管理人の賃金であり、管理費で計上されているのは、夜間の管理に当たるものの費用。これは外注をするから人件費とは別にされているということなのではないでしょうか。あえて管理費の中に入れてあるというのはどういうことでしょうか。

【社会教育課】

基本的に実働の時ということなので、いわゆるパートタイム的な要素、実働の必要が生じた時の回数しか見ていないというところですね。そのため、管理的な要素として計上しています。

【A委員】

いずれも人件費であるけれども、人件費の区分で計上されているのは常時雇用の方、管理費の区分で計上されているのは、臨時の需要に応じて必要なときだけ稼働した分だけ、支払いを見込んであるからということでしょうか。

【社会教育課】

そのとおりです。

【C委員】

もう一度確認したいのですが。

管理人は管理人。夜間管理人は夜間管理人で、管理作業員っていうのは、何か作業するときのために、臨時で雇う人、そういう意味でよいのでしょうか。

【社会教育課】

はい、それぞれの作業に応じた人件費という積算になっております。

【委員長】

他に質問等がなければ、「北広島市自然の森キャンプ場」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

(特になし)

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「北広島市自然の森キャンプ場」につきまして、募集方法は公募により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

【委員長】

「北広島市自然の森キャンプ場」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

会議録

・北広島市駐車場

【委員長】

続きまして、「北広島市駐車場」について、所管課は、施設の状況と募集要項の（案）の概要を説明してください。

【土木事務所】

（施設の状況・募集要項（案）の概要について説明）

【委員長】

ただいま、所管課から説明がありましたが質問等はございませんか。

（特になし）

【委員長】

質問等がなければ、「北広島市駐車場」の募集要項についての審議に入りたいと思います。

（特になし）

【委員長】

それでは、ご審議いただきました「北広島市駐車場」につきまして、募集方法は公募により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

（全委員承認）

【委員長】

「北広島市駐車場」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

【委員長】

以上で、本日の審議事項につきましては終了いたしました。

5. その他

【委員長】

次に、次第の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

スケジュールにおいても説明いたしましたが、この後、募集要項についての最終確認を行い、非公募施設については通知、公募施設については募集を開始いたします。なお、受付期間は8月17日（木）から9月15日（金）となります。

次に次回の委員会日程についてですが、今回は各案件のプレゼンテーションを予定しており、時間を要することから2回開催する予定としております。事前に調整させていただいておりますが、第2回選定委員会につきましては10月2日午後、第3回選定委員会につきましては10月4日午後の開催を予定しております。詳しいタイムスケジュール等につきましては後日、お知らせいたします。

もう1点ですが、委員の皆さまにお配りしている、「資料のファイル」についてですが、本日一度回収させて頂き、次回の委員会で候補者からの申請書等の資料を加えまして、再度事前にお渡ししますので、本日資料を置いていただきますようお願いいたします。

会議録

【委員長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、次回委員会の開催日程につきましては、10月2日午後及び10月4日午後とし、詳しいタイムスケジュールは後日お知らせするというところでよろしいでしょうか。

～（全員了承）～

(6) 閉会

【委員長】

ほかに何かなければ、これで第1回北広島市指定管理者候補者選定委員会を終了いたします。